



ますから、それをぜひ利用して、書面をきちんと揃えて提出すると同時に、それを補う形で口頭意見陳述も申込むといいかなと思います。

今度はより公正に、双方が少し質問できるような場になっていくんじゃないでしょうか。少しずつ手続が公正化され始めてきているのかなという気がします。

今回の納税環境整備のなかには税理士法の改正も含まれておりまして、税理士法についていくつかの手続規定とか事前通知のあり方等々についての改正もなされております。税理士の立場から今回の改正についてどう考えていますか。

坂田 税理士法改正も、いよいよこの26年度の税制改正大綱に記載をされまし

- コーディネーター
三木 義一 氏 (青山学院大学大学院教授)
- パネリスト
柴山 昌彦 氏 (衆議院議員 前総務副大臣)
宮本 雄司 氏 (東京税理士会 規制改革・納税環境整備等対策室長)
坂田 覚 氏 (東京税理士政治連盟 政策委員長)



ことよって、必ずまず税理士のところに調査の連絡がきます。これはわれわれが仕事をしていく中で税務調査の対応というのがクライアントからの信頼にもつながるのではないのでしょうか。

調査の事前通知規定の整備の改正が実務上非常に大きな点です。

調査の事前通知の連絡がどのような形で行われていたのかということ。局によってはまず納税者のほうに電話が入る等、統一されていませんでした。これが今回、事前通知の方へしっかり明文化をされました。

今回の改正で税務代理権限証書に記載していた

事前通知の改正に注目

三木 税理士への通知は現在送られているような電話等の通知、書面ではなくて

坂田 書面または口頭が同等、現実的には口頭が殆どです。

三木 柴山先生、税理士に対する税務調査の時の事前通知などについて、何かお考えお持ちですか。

柴山 弁護士で言えば当たり前のことです。弁護士でいえば訴訟代理ということなんですけど、訴訟代理人というのは事件処理の包括的な委任をうけているものですから当然のことながら裁判所との間のやり取りとかもすべて代理人が権限を受領しているからです。

もしこれが当事者に対して裁判所が通知をしていくことになることとやり取りすればいいんだということになりません。一見、本人の保護にありそうです

けれども、実はちゃんと税理士さんを信頼してお任せをするという本人の意思表示があれば、それは全部税理士さんのところで、期間管理も、あるいはさまざま

弁護士の「コラボ」は

三木 不服申立の時に税理士がもっている税務のノウハウと弁護士がもっている法律のノウハウをもう少し接合しやすくしたらいいんじゃないかなと思います。

坂田 (不服申立についてイメージとしては敷居の高いつらさだとして逃げて回っていったという感じがありません。税理士の場合、税務調査レベルで収めたいということが現実です。しかし、一つの武器としてトレーニングすることがその前の調査段階での対応にでも役に立つのだという思いです。



三木 義一氏 ほんの事前通知の改正で、何十年前の段階でも同じようなこと通るものではないけど通るものではないかなと思います。

坂田 今回の改正を踏まえ、今後の展望や、改革の方向性等について一言ずつお願いします。

三木 そうですね、先ほど申し上げたように、税理士さんとのコラボがあつて、その実際の処分も不当性もきちんとしていくと、それは大いに今後の一番大事なことであると思います。それが先生が後にも目指していただきたいと思っています。

宮本 国税不服審判官の民間専門家の登用状況というところで、平成25年度で50人となりました。審判官を

このことが国税不服審判所を第三者機関に内部から変えていくという、そういうことにつながると思います。

税理士を国税通則法の中で、納税者の代理人として選任していただくという我々の社会的地位の向上とい

柴山 審判所の民間専門家の登用状況は、私が平成17年とか18年に発言したことがここまで大きく実を結んでるっていうのは本当に胸が熱くなる思いです。

三木 先生方もぜひ不服申立のトレーニングなどで、個別事例の集積をしていただいて積極的なお取組みを賜ればと存じます。

三木 柴山先生の温かい励ましの言葉を受けて私もとりわけ税理士の先生方はさらに専門家として今後この問題についてより良くする方向で私からもお願いして終わりにしたいと思います。

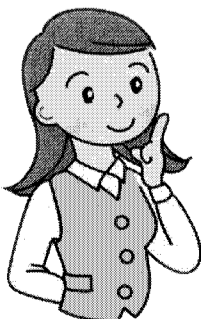
宮本 担当の方たちと話合

日本税理士共済会は、税理士どうしの助け合いからはじまりました。

昭和28年、西日本地方を襲った大水害を契機に業界で最初に生まれた税理士どうしの助け合い。それが原点です。

営利を目的とせず、税理士によって運営され、一貫して税理士とその家族、事務所職員の皆様の共済事業を行っております。

現在、4つの保障と3つの年金制度を柱にニーズに合わせた各保険をご用意しています。



税理士事務所・税理士法人の職員の方は単独でも加入できます

税理士団体保障

おしどり保障

選べる医療保障マイセレクト

所得補償

ハイパーメディカル

個人年金

その他損保商品

福利厚生サービス

※詳しくはダイレクトメールまたはホームページをご覧ください

詳細のお問合せ
お申込みは



日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321

FAX 03-5740-0323

e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会

検索